

○環境省告示第二十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号二の項中「一一〇〇」を「一一〇」に改め、同項備考欄を次のように改める。

総面積が五〇m²以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(1)の値は、二〇〇とする。

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号一〇二の項中「一五〇」を「一二〇」に、「一一〇〇、一一〇〇、一一〇〇、一一〇〇」を「七〇〇、八〇〇、七〇〇、八〇〇」に改め、同表整理番号一〇八の項備考欄(一)中「六〇〇〇」を「五三〇〇」に改め、同項備考欄(三)中「六〇〇〇」を「五〇〇〇」に改め、同項備考欄(四)中「一五〇」を「一一〇」に改め、同項備考欄(七)中「一六〇」を「一一〇」に改め、同表整理番号一〇九の項中「六〇」を「五〇」に、「一一四〇」を「一一〇〇」に改め、同表整理番号一一一の項中「六〇」を「四五」に改め、同表整理番号一一二の項中「一四五」を「一三〇」に改め、同表整理番号一一五の項中「二七五〇」を「一八〇〇」に改め、同表整理番号一一七の項中「五五」を「四〇」に改め、

同表整理番号一二〇の項中「七〇」を「六五」に改め、同表整理番号一三六の項中「六五」を「三五」に改め、同表整理番号一四六の項中「五五」を「五〇」に改め、同表整理番号一八六の項窒素含有量（単位一リットルにつきミリグラム）欄中「四〇」を「二五」に改め、同表整理番号二〇二の項中「一二〇」を「九〇」に改め、同表整理番号二〇三の項中「四五」を「四〇」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から適用する。
- 2 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量

を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲について、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

○窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分との範囲の一部を改正する件新旧対照条文（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

一〇三 (略)

別表第一

番号	整理 の区分	業種その他	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)		備考
			(1)	(2)	
六〇	(1)				
一一〇	(2)				
六〇	(1)				
一一〇	(2)				
七〇					

番号	整理 の区分	業種その他	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)		備考
			(1)	(2)	
六〇	(1)				
一一〇	(2)				
六〇	(1)				
一一〇	(2)				
七〇					

現行

一〇三 (略)

別表第一

(略)	五	部分肉・冷凍肉 製造業又は肉加 工品製造業	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)		備考
			(1)	(2)	

(略)	五	肉製品製造業	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)		備考
			(1)	(2)	

(略)	
一〇八	無機化学工業製品製造業(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)
一〇九	
一〇一〇	
一〇一〇	
一〇四〇	(一) バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それと同欄の順序に従い、五〇、五三〇〇とする。 (二) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五三〇〇とする。 (三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇〇〇とする。 (四) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇〇〇とする。 (五) 酸化銀製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇〇〇とする。
一〇八	無機化学工業製品製造業(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)
一〇九	
一〇一〇	
一〇一〇	
一〇四〇	(一) バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇〇〇とする。 (二) 酸化コバルト製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇〇〇とする。 (三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇〇〇とする。 (四) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇〇〇とする。 (五) 酸化銀製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇〇〇とする。

一一五 脂肪族系中間物	(略)	一一一 石油化学系基礎 製品製造業でブ ラスチック製造 工程に係るもの に係るもの	一一二 石油化学系基礎 製品製造業でブ ラスチック製造 工程に係るもの に係るもの	一〇九 石油化学系基礎 製品製造業で脂 肪族系中間物製 造工程に係るもの
一五		一五	一五	一五
三五		四五	一〇	五〇
一〇				一〇
一五		一五		一五
(二) 青酸誘導品含有排水を排出する工程には、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇、二〇、一〇とすると。 (一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一二〇、二〇、四〇とすると。		窒素又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇とす。		(b) 窒素又はその化合物を含有する工程にあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四五〇、四〇、五〇とする。

一一五 脂肪族系中間物	(略)	一一一 石油化学系基礎 製品製造業でブ ラスチック製造 工程に係るもの に係るもの	一一二 石油化学系基礎 製品製造業でブ ラスチック製造 工程に係るもの に係るもの	一〇九 石油化学系基礎 製品製造業で脂 肪族系中間物製 造工程に係るもの
一五		一五	一五	一五
三五		六〇	一〇	六〇
一〇				一〇
一五		一五		一五
(二) 青酸誘導品含有排水を排出する工程には、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、四五〇、二〇、一〇とすると。 (一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一二〇、二〇、四〇とすると。		窒素又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇とす。		(b) 窒素又はその化合物を含有する工程にあつては、第三欄の値は、それ同欄の順序に従い、五〇、一二〇、四五〇、四〇、五〇とする。

番号		整理		(略)							
の区分		業種その他									
(イ)	(1)	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)									
(ロ)	(2)										
備考											
<p>(略)</p> <p>(イ) 民生用電気機械器具 の化合物による表面処理施設を設置するものに限る。()にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二〇とする。</p> <p>(ロ) 半導体素子製造工程にあつては、第三欄の順序に従い、二五、二〇、四五とする。</p> <p>(二) アルマイト加工工程による表面処理施設を設置するものに限る。()にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二五とする。</p> <p>(三) 序に従い、四〇、五〇、二五、四〇とする。</p> <p>(四) アルマイト加工工程による表面処理施設を設置するものに限る。()にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、五〇とする。</p>											
一〇五											
一〇四	電子回路製造業										
一〇三	一般機械器具製造業										
一〇二											
一〇一											
一〇〇											
九九											
九八											
九七											
九六											
九五											
九四											
九三											
九二											
九一											
九〇											

番号		整理		(略)									
の区分		業種その他											
(イ)	(1)	窒素含有量 (単位一リットルにつきミリグラム)											
(ロ)	(2)												
備考													
<p>(略)</p> <p>(イ) 民生用電気機械器具 の化合物による表面処理施設を設置するものに限る。()にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二〇とする。</p> <p>(ロ) 半導体素子製造工程にあつては、第三欄の順序に従い、二五、二〇、四五とする。</p> <p>(二) アルマイト加工工程による表面処理施設を設置するものに限る。()にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二五とする。</p> <p>(三) 序に従い、四〇、五〇、二五、四〇とする。</p> <p>(四) アルマイト加工工程による表面処理施設を設置するものに限る。()にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、五〇とする。</p>													
一〇五													
一〇四	プリント回路製造業												
一〇三	一般機械器具製造業												
一〇二													
一〇一													
一〇〇													
九九													
九八													
九七													
九六													
九五													
九四													
九三													
九二													
九一													
九〇													

(略)					
五 部分肉・冷凍肉 製造業又は肉加工品製造業	三〇	六〇	一〇	三五	(略)
四 電子回路製造業	一〇	三〇	一〇	二五	(略)
五 電子部品・子バ イス・電子回路 製造業(前項に 掲げるものを除 く。)、電気機 械器具製造業又 は情報通信機械 器具製造業	一一〇	一〇	一〇	一〇	(略)
(二) ○、二〇、三五と する。○、三〇、 二〇、三五とす る。六〇、三五と する。○、三〇、 二〇、三五とす る。○、三〇、 二〇、三五とす る。○、三〇、 二〇、三五とす る。	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	(略)

(略)					
五 肉製品製造業	三〇	六〇	一〇	三五	(略)
四 プリント回路製 造業	一〇	三〇	一〇	一五	(略)
五 電気機械器具製 造業(前項に掲 げるものを除き る。)、情報通信機 械器具製造業、電 子部品・子バイ オス製造業を含む	一一〇	一〇	一〇	一〇	(略)
(二) ○、二〇、三五と する。○、三〇、 二〇、三五とす る。六〇、三五と する。○、三〇、 二〇、三五とす る。○、三〇、 二〇、三五とす る。○、三〇、 二〇、三五とす る。	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	(略)